

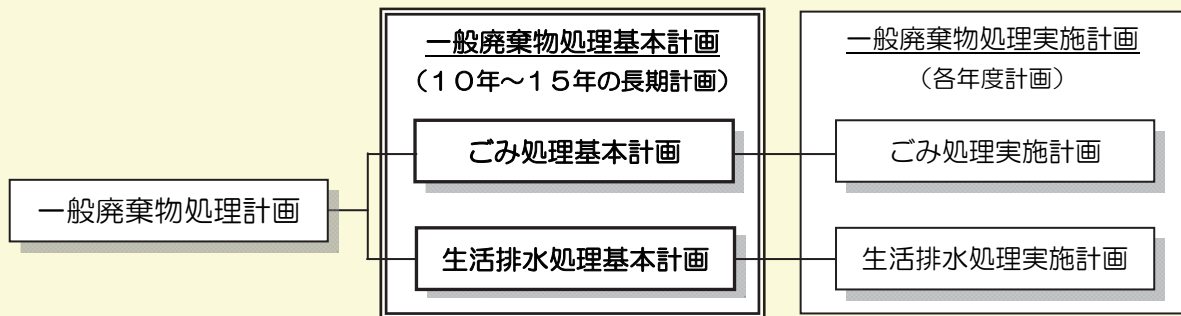


1. 計画策定の目的

「一般廃棄物処理計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）」第1条の3の規定により、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されています。

本計画は、ごみの発生・処理状況や社会動向を把握し、ごみ処理に係る基本理念、達成目標及び目標を達成するための諸施策等を示すものです。また、生活排水については、合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、下水道事業計画との整合性を考慮し、長期的展望に立って処理方法及び処理施設の選択等の施策を総合的に示しています。

一般廃棄物処理計画の構成



2. 計画期間

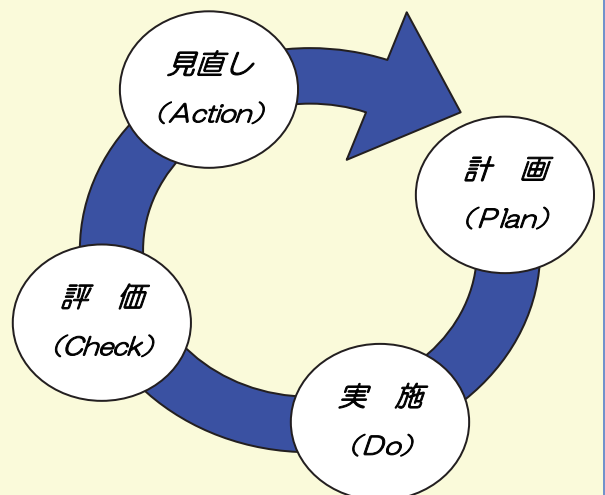
令和2年度より令和16年度までの15年間を計画期間とします。

計画策定	第1中間年次	第2中間年次	最終目標年次
令和元年度	令和6年度	令和11年度	令和16年度

3. 計画の点検、評価、見直し

本計画は、循環型社会を形成するための基礎となる計画であり、計画の各段階における状況を点検し、目標達成に向けた取り組み状況や目標の達成度について評価し、問題点について整理します。

これにより、次年度に向けた事業の課題を明確に把握し、必要に応じて基本計画及び実施計画の見直しを行います。

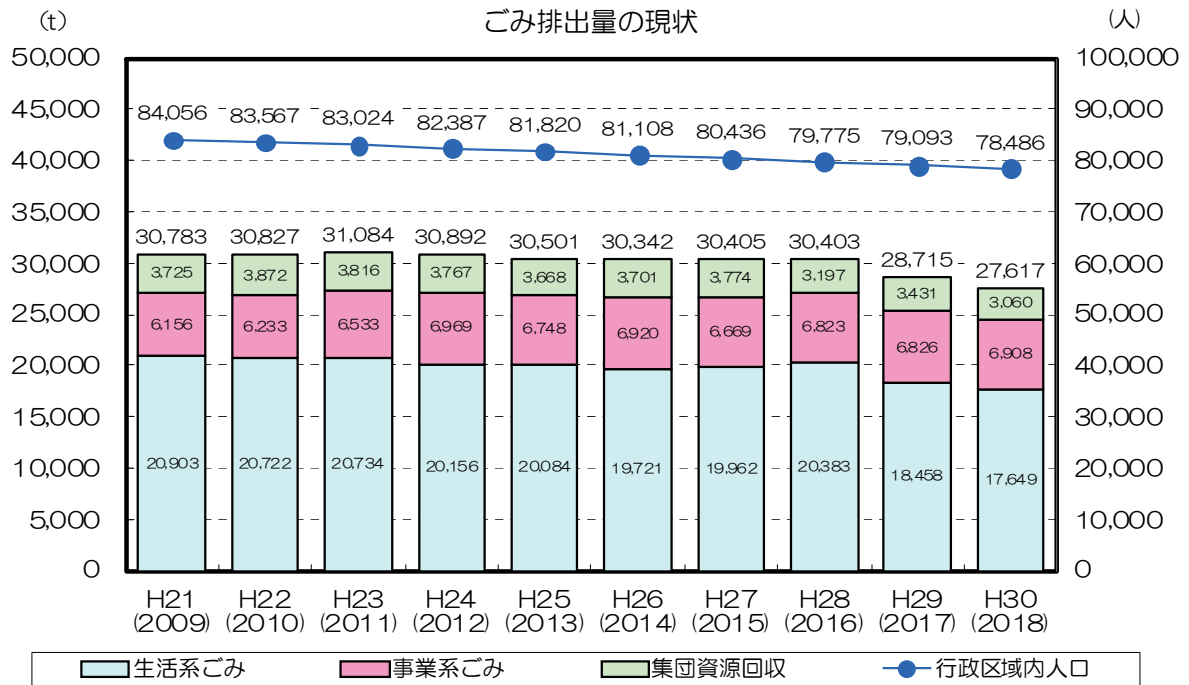


PDCA サイクルのイメージ

ごみ処理編

1. ごみ排出量の現状

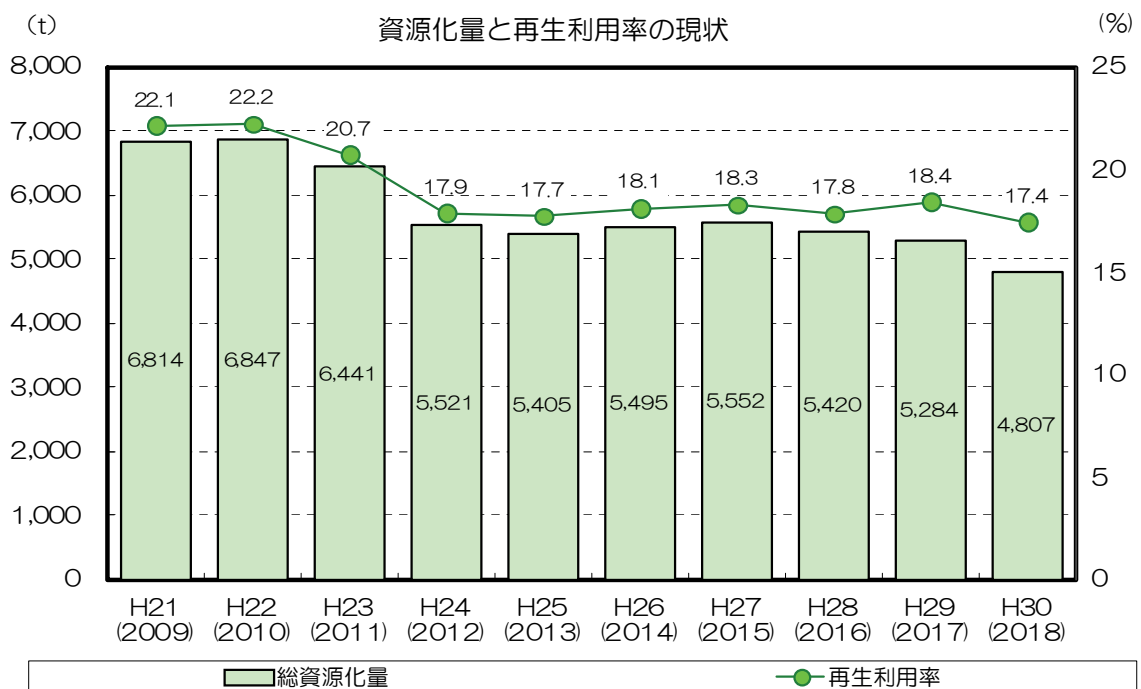
本市のごみ排出量は、平成 24 年度以降は徐々に減少していましたが、平成 29 年度のごみ処理手数料料制度導入に伴う駆け込み排出で一時的に増加した後、再び減少しています。



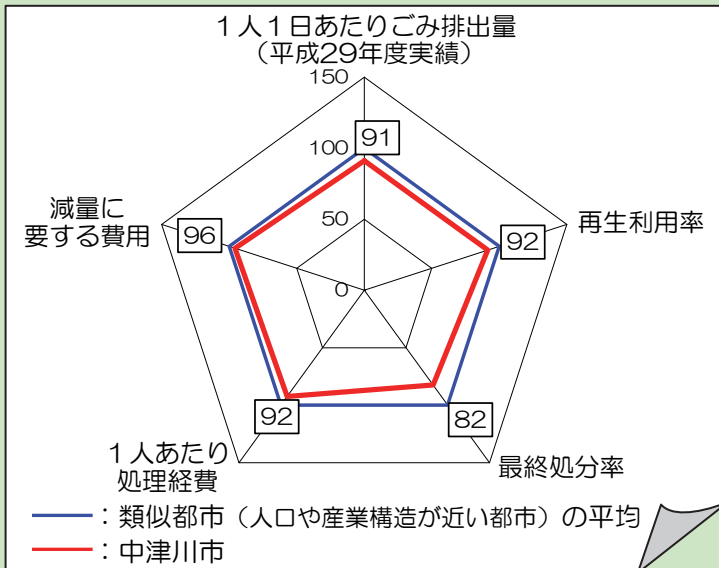
※小数点以下を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

2. 資源化量と再生利用率の現状

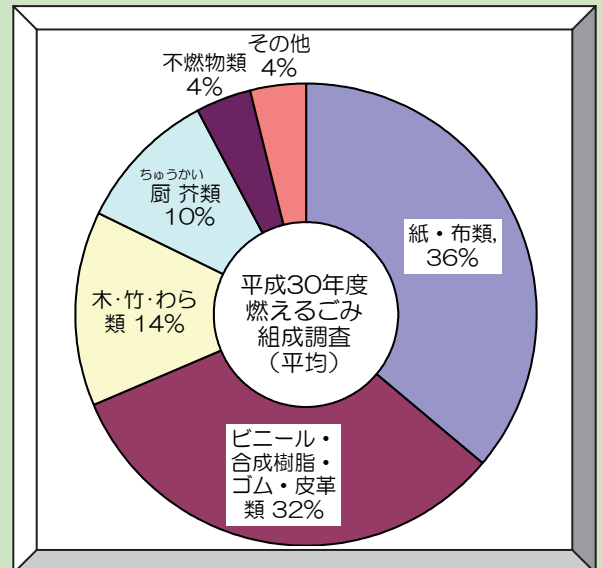
本市の再生利用率は、平成 22 年度の 22.2% をピークとして、平成 24 年度以降は 18% 前後となっており、増減を繰り返しながら推移しています。



3. ごみ処理の課題



※類似都市の平均を100として数値が大きいほど優れていることを示す



1人1日あたりのごみ排出量の減量化

燃えるごみに含まれる紙・布類等の資源化

再生利用率の向上

ちゅうがい厨芥類(生ごみ)の水切り励行

最終処分率の低減

ごみ処理施設及び最終処分場の延命、更新及び広域化の検討

ごみ処理費用の低減と効率化

ごみ処理手数料料制度の評価と見直し

4. 基本理念と基本方針

基本理念

ごみを減らし、限りある資源を好循環させる地域づくり
～ 資源やエネルギーを大切に作る循環型社会の構築 ～

基本方針

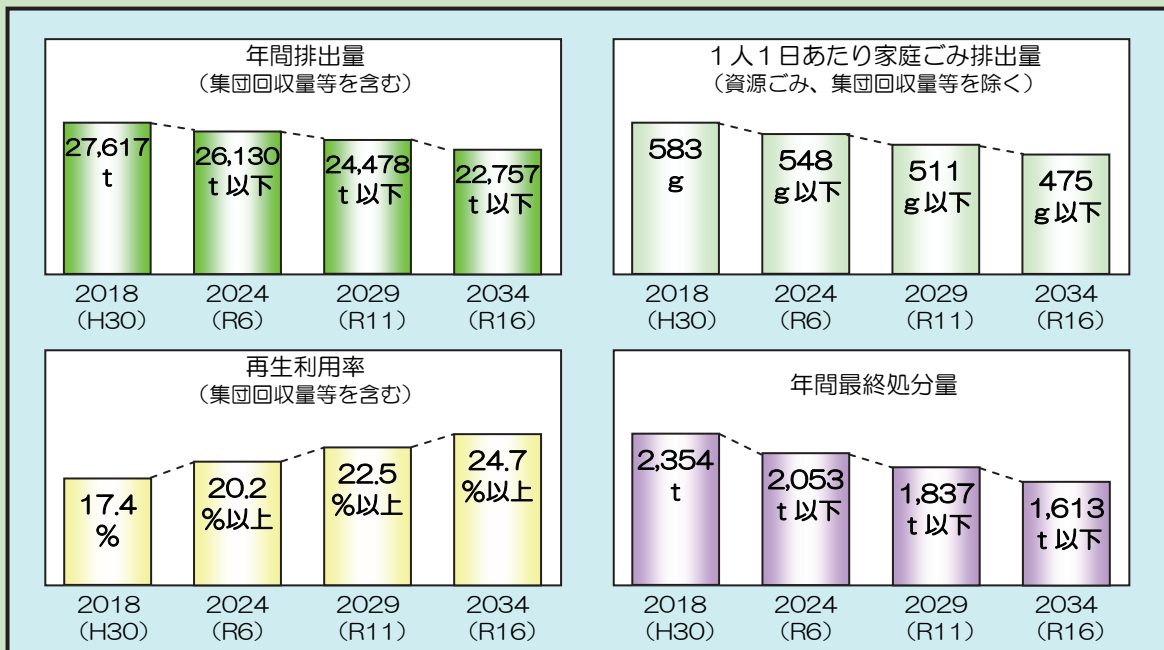
1. ごみの減量化の推進
2. 3R(リデュース Reduce, リユース Reuse, リサイクル Recycle)の推進
3. 環境負荷の少ない適正処理・処分の実施
4. 循環型社会へのビジョンの共有と新たな発想による施策の展開

5. 基本方針達成のための役割

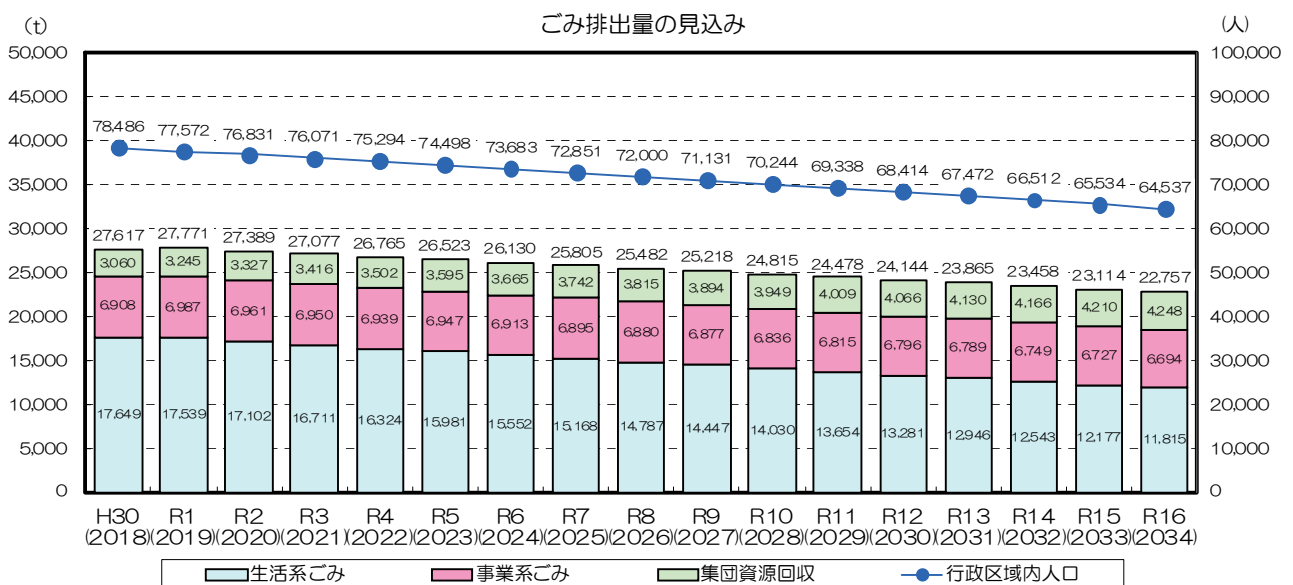
基本方針を推進していくため、住民・事業者・行政はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要です。

6. 将来の目標

区 分	実績値 2018 (H30)	第1中間目標値 2024 (R6)	第2中間目標値 2029 (R11)	最終目標値 2034 (R16)
年間排出量	27,617 t	26,130 t以下 (H30比 -5%)	24,478 t以下 (H30比 -11%)	22,757 t以下 (H30比 -18%)
生活系ごみ 年間排出量	20,709 t	19,217 t以下 (H30比 -7%)	17,663 t以下 (H30比 -15%)	16,063 t以下 (H30比 -22%)
事業系ごみ 年間排出量	6,908 t	6,913 t以下 (H30比 +0.1%)	6,815 t以下 (H30比 -1%)	6,694 t以下 (H30比 -3%)
1人1日あたり 排出量	964 g	972 g以下	967 g以下	966 g以下
1人1日あたり 家庭系ごみ排出量 (資源ごみを除く)	583 g	548 g以下	511 g以下	475 g以下
再生利用率	17.4%	20.2%以上	22.5%以上	24.7%以上
年間最終処分量	2,354 t	2,053 t以下 (H30比 -13%)	1,837 t以下 (H30比 -22%)	1,613 t以下 (H30比 -31%)



7. ごみ排出量の見込み



※小数点以下を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

8. 市民・事業者・行政の役割と循環型社会の構築に向けた施策

市民・事業者・行政の役割

項目	果たすべき役割	
市民の役割	排出者としての自覚生活様式の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で実施される集団資源分別回収による資源の分別排出に積極的に協力する ・ごみを出す際には資源ごみの分別排出を徹底する ・店頭回収やリサイクルボックス等のリサイクル活動に積極的に参加する ・耐久性のある商品や詰替商品を積極的に購入する
事業者の役割	事業活動に伴い発生するごみの処理・処分	<ul style="list-style-type: none"> ・自らごみを適正に処理・処分する ・紙類や生ごみなどを分別し、積極的に資源化する ・使い終わった後の容器などの回収ルートの構築 ・取り扱う商品の資源化処理システムの整備
	再利用・資源化を考慮した商品の販売等	<ul style="list-style-type: none"> ・再使用や資源化を考慮した商品の開発や販売 ・環境への負荷ができるだけ少ない商品の取り扱い ・不用になった商品の資源化方法の周知徹底 ・過剰包装の抑制や資源ごみの店頭回収の実施
行政の役割	環境学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する情報や学習の機会の提供 ・住民、事業者との連携を強化
	ごみの発生抑制・資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種の既存施策の周知徹底と事業の充実を図る ・新たな分別区分の検討と効率的な収集体制の維持 ・廃棄物処理の環境変化に対し、新たな施策を検討 ・グリーン購入、物品の再使用、再生利用に努める

循環型社会の構築に向けた主な施策（1）

項目		施策の概要	
ごみ減量化の推進	生活系ごみ	環境に配慮した行動等の意識向上及び周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・環境フェスタや地域のイベント等で、ごみに関する説明会や展示などを開催し、意識の向上を図る ・広報なかつがわ、本市HPなど多様な方法によって広報・啓発活動を積極的に実施していく
		市民参加によるごみの減量化	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ減量検討市民会議」の提言によるごみ減量化施策の検討とその効果を検証する
		段ボールコンポストの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・段ボール箱を用いて生ごみを堆肥化する方法を普及啓発し、生ごみの減量化及び資源化を図る
		生ごみの水切り等の情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭でできる生ごみの水切り（絞り方）等の情報提供や、それらの方法を募集し、公開する
		食品ロスの実態調査、食品ロス削減レシピの発信	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスの実態調査や、厚剥きの皮や脂身等、食べられるのに捨てられてきた食材を使ったレシピを情報発信し、食品ロス削減運動の普及促進を図る
		期限表示の理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・賞味期限と消費期限の違いを啓発し、消費期限の前に賞味期限切れで廃棄されている食品を削減する
		ごみ出しマナーの向上の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・外国の方に対し、ごみ分別ルールとごみ減量、リサイクルの情報を関係団体等と連携して周知を図る
	事業系ごみ	排出事業者に対する発生抑制の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制を啓発する ・廃棄物の適正処理と分別の徹底を指導する
		ごみ減量に関する計画書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・大量排出事業者に対し、ごみ減量に関する計画書の提出を求め、計画管理を行う
		ごみの減量化に取り組む事業所の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に優しい優良事業所を認定する制度を導入し、その取り組みや成果等をHPや広報誌等で紹介する

循環型社会の構築に向けた主な施策（2）

項 目		施策の概要	
資源化の推進	生活系ごみ	ごみアプリ(ごみ分別支援アプリ)の導入・配信	燃えるごみや資源ごみ等の分別方法を検索できる機能や、収集日程カレンダー機能を備えたスマートフォン用ごみ分別アプリの導入、配信を検討する
		学習教材用データの提供	教育委員会や学校関係者に対し、廃棄物処理等の環境学習に用いる資料のデータを提供する
		環境教育・環境学習の機会提供	現在環境センターで実施している市内小学校4年生に対する見学会を継続する
	事業系ごみ	事業系資源ごみのリサイクル促進	環境センターに搬入する際に検査を実施し、資源物等が混入していれば資源化ルートへ誘導する
		新聞古紙等の新聞販売店回収の実施	新聞販売店舗による自主回収を要請する
溶融スラグのリサイクルの推進		溶融スラグのリサイクル推進のため、生成したスラグ製品を保管できるストックヤードを確保する	
適正処理・処分	不適正処理の防止 快適環境の創出	不法投棄対策への取り組み	土地所有者や地域、県等と協力し、監視体制を強化 市民、事業者の不法投棄に対する意識の向上を図る
		まちの美化運動の支援強化	ごみのポイ捨てや不法投棄防止の啓発と、市民一人ひとりの美化意識の高揚に努める パトロールや看板の設置などの予防策の強化
		安全・安心な廃棄物処理体制の確立	非常時にも迅速かつ適正に処理を実施するため、安全・安心な廃棄物処理体制の構築を図る
新たな発想による施策の展開	市民参加の促進		新たな発想による対策や施策を市民・事業者・行政が協働で検討・実践し、「きれいで豊かな自然を守るまち」を目指す
	費用対効果の分析		ごみの減量化・資源化の促進とごみ質等の変化に合わせ、効率的な収集体制の再構築を行う 民間活力を導入した効率的かつ効果的な廃棄物処理事業の執行体制について検討する
	施策の効果分析手法による点検・評価		定期的に施策の点検・評価を行い、社会情勢の変化などを踏まえて、さらなる施策を検討する

9. その他ごみ処理に関し必要な事項

(1) 特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物の対処方針

原則的に本市としては処理を行わないものとし、市民に周知徹底を図るとともに、回収ルートの情報提供に努めます。

(2) 事業者及び廃棄物再生事業者との協力

ごみ減量化のため、行政と市民だけでなく製造業を含む事業者、廃棄物収集運搬事業者及び資源化を担う廃棄物再生事業者の5者が協力し、合理的な体制を構築します。

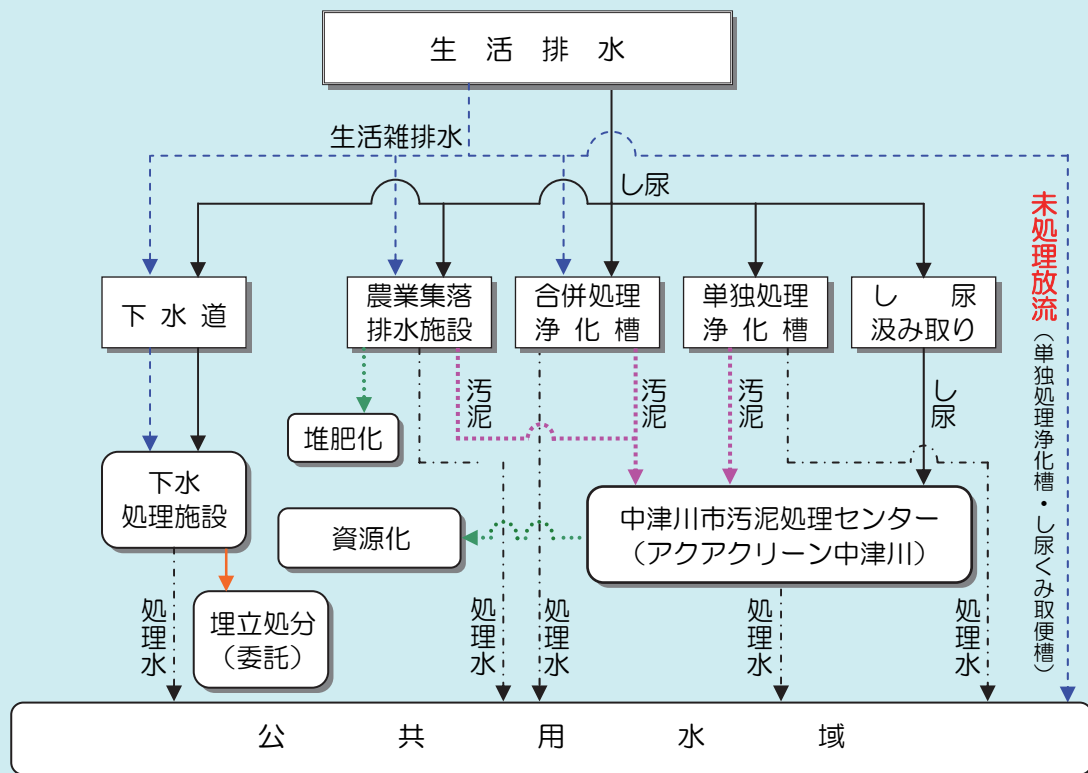
(3) 計画の進行管理

リニア中央新幹線の計画が令和9年の開業に向けて動き出しており、稼働すれば人口、地域の特性や産業構造など多方面において大きな変化が生じることが予想されるため、人口動態や施策の実施状況に即し、効果を評価しつつ適宜見直しを行います。

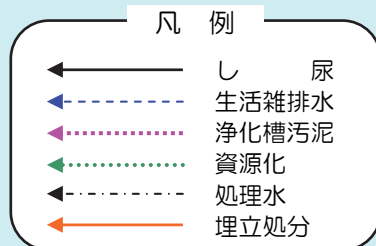
1. 生活排水処理の現状

本市の生活排水は、下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽によって処理しており、農業集落排水汚泥、浄化槽汚泥及び汲み取りし尿については、中津川市汚泥処理センターで処理を行っています。中津川市汚泥処理センターは、令和元年12月より供用開始しています。

なお、本市の農業集落排水施設及び下水道施設は全処理区において整備が完了しており、今後は合併処理浄化槽によって生活排水処理対策を推進していく方針です。



- 注1 「生活排水」とは、人の生活（炊事・洗濯・入浴等）に伴い、公共用水域に排出される排水のことです。（水質汚濁防止法による定義）
- 注2 「生活雑排水」とは、生活排水のうち、し尿を除くものです。（浄化槽法による定義）
- 注3 「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれらに接続する水路のことです。（水質汚濁防止法による定義）



2. 生活排水処理の課題

- 生活雑排水を未処理で放流している世帯の割合がやや高いため、し尿汲み取り世帯及び単独処理浄化槽の利用世帯において、下水道処理施設または農業集落排水施設への早期接続や、合併処理浄化槽への転換が急務となっています。
- 現状では、国及び県の計画目標に達していないため、生活排水処理施設の整備を推進し、公共用水域の水質浄化に努める必要があります。
- 既に合併処理浄化槽を設置している世帯に対しては、処理機能を維持するため、適正な管理及び清掃を啓発する必要があります。

3. 基本理念と基本方針

基本理念

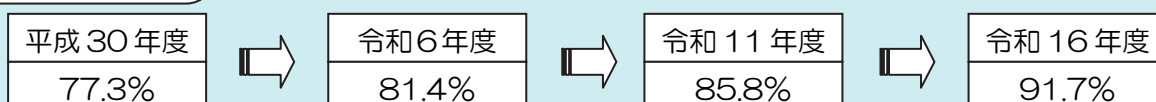
健康・快適で安心して住める地域づくり

～ 健康で安全な水環境を未来に残すために ～

基本方針

1. 生活排水処理区域の計画的拡大
2. 合理的な施設整備の推進
3. 環境保全に配慮した資源化・再利用の推進
4. 調整・連携体制の構築

4. 将来の目標



※汚水衛生処理率（し尿及び生活雑排水を生活排水処理施設で衛生的に処理している人口の割合）

5. 目標達成に向けた施策

目標達成に向けた施策

項 目		施策の概要
市民の 責任・ 役割	生活排水の適正 処理	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道または農業集落排水処理施設等への早期接続 ・合併処理浄化槽の設置または転換
	汚濁負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水の汚濁防止による処理施設の負荷軽減 ・浄化槽の適正管理
事業者 の責任 ・役割	生活排水の適正 処理	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道または農業集落排水処理施設等への早期接続 ・合併処理浄化槽の設置または転換
	生活排水処理施 設の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・処理施設の排除基準の遵守 ・浄化槽の保守点検業者、清掃業者による広報・啓発の推進
行政の 責任・ 役割	生活排水処理施 設の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な施設整備計画の立案と推進 ・指導、啓発の推進
	生活排水処理施 設の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水処理施設の適正管理 ・浄化槽の適正管理 ・事業所に対する指導・監視の徹底
	情報管理・活用 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理データ等の整理・活用 ・生活排水処理に係る情報の収集・管理体制の構築

6. 収集運搬計画

処理施設への搬入は、今後も現行の収集運搬体制を継続します。

7. 中間処理計画

し尿等を迅速かつ衛生的に処理するとともに、将来的にも計画的に収集体制の効率化・円滑化を図り、施設への搬入量の変動を抑制し、安定的な処理を実施します。

8. 最終処分及び資源化・有効利用計画

中津川市汚泥処理センターにおいて脱水ろ液よりリンを回収し、有効利用します。